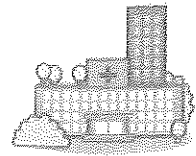


# 医療機関と事業承継



■片山・田中法律事務所■ 弁護士 片山 卓朗

Vol. 9

— 相続による事業承継 —

## 遺留分の問題を避けるにはどうしたらよいか（その2）

### 医療法人の場合

これから説明する医療法人は、現在存在する医療法人の大部分を占める「持分のある社団医療法人」のことを指します。また、2007年4月1日以降は「持分のない社団医療法人」しか設立できなくなりましたので、ここでは2007年3月31日までに設立された「持分のある社団医療法人」であることを前提として説明します。

医療法人の場合には、診療所や病院などの医療機関の財産は、出資持分に集約されています。したがって、医療機関を医師である相続人に集中して相続させる場合、医療法人の出資持分を医師である相続人だけに相続させる趣旨の遺言をし、かつ、被相続人が存命中に医師である相続人を社員の一人に加えておきます。相続が発生した場合、医師である相続人だけが医療法人の出資持分を相続し、かつ、社員となることができます。他の相続人には、遺留分を侵害しない程度に出資持分以外の財産を相続させる旨の遺言をするか、あるいは他の相続人に相続が発生する前に「遺留分の放棄」の手続きをしてもらっておけば、他の相続人から遺留分減殺請求がされることはありません。

問題は、医療法人の出資持分以外に、目ぼしい財産がない場合で、かつ、「遺留分の放棄」の手続きもされていない場合です。こうした場合はどうすればよいのでしょうか。まず、医療法人が持分のある社団医療法人で、出資額限度法人ではない場合には、定款を変更し、出資額限度法人へと移行しておく必要があります。一般の持分のある社団医療法人の場合には、退社した場合、医療法人に対し、出資持分の割合に応じた出資金の払い戻しを請求できます。これに対し、

出資額限度法人の場合には、退社した場合、出資額である額面の払い戻しを請求できるに過ぎません。一般の持分のある社団医療法人と出資額限度法人との違いについては紙面の関係上、拙著「医療機関の事業承継と再生」（中央経済社）の27頁を参照して下さい。

そして、医療法人の定款を確認し、仮に、定款に出資持分を相続で取得した場合には、当然に社員となる旨が規定されているとしたならば（標準定款を採用して設立された医療法人ではそのような定款となっている可能性は低いのですが、古い定款ではそのように規定されている場合があります。このような定款は、社員が被相続人しかいない場合には意味をもちます。社員が被相続人一人だけの場合は、被相続人が死亡したと同時に社員が一人もいないことになり社団として存続できないこととなってしまいます）、定款を変更し、相続で出資持分を取得したとしても、当然に社員にはなれず、社員となるためには、別途社員総会の承認が必要となる旨の規定に変更しておきます。そのようにしてさえおけば、他の相続人から遺留分減殺請求がなされたとしても、他の相続人は当然には社員とはなれず、したがって、社員総会での議決権はなく、出資持分の払い戻し請求権を取得できるにすぎません。また、その払い戻し請求権も出資額を限度とされており、医療法人からの資金流出も、最小限に抑えられます。ただ、医師である相続人が被相続人の出資持分を相続で取得したとしても、当然社員とはなれませんので、上記のように医師である相続人については、相続が開始される前に社員にしておく必要があります。